

6 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）（ ）の記入のしかた

調査票は提出用と予備用を送付していますが、不足する場合には20ページの問い合わせ先に連絡してください。
記入対象者の決め方は、9ページを参照してください。

調査票には、記入対象者を左詰めで記入してください。

この調査票は、記入対象者の「平成26年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「平成26年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」等を参考にして記入してください。

記入例

①～③は必ず記入する項目になります。

勤続年数
貴事業所の支社・支店・工場等から転入してきた人については、前の勤務先での勤続年数を通算してください。
条件付採用期間・見習期間等は、勤続年数に含めてください。
病気、怪我、育児休業等による休職期間は勤続年数に含めないでください。
解雇又は退職してから同じ事業所に再雇用された場合には、以前雇用されていた期間を通算してください。

給与を支給した月数
年の途中で採用された人で、前職で支給された給与を含めて年末調整を行った人については、前職での給与支給月数を通算してください。

職務
「法人の代表者、役員等」とは、代表取締役・取締役・監査役・理事長・理事・監事等をいいます。「非正規の給与所得者」とは、正規の給与所得者（貴事業所において正規の職員・従業員と呼称されている者）以外の者をいい、契約社員、派遣社員、嘱託等を含みます。

年末調整
「その他の理由」とは、給与の金額の合計（給与の金額の（ハ）計）が2,000万円を超える場合、災害による徴収猶予又は還付を受けた場合等をいいます。

扶養親族数
扶養親族数には、控除対象配偶者は含みません。

給与の金額
「（ハ）計」だけではなく、「（イ）給料・手当等」と「（ロ）賞与等」も必ず記入してください。通勤手当等の非課税分を含みません。

諸控除（ハ）（ニ）（ホ）
生命保険料控除額は最高12万円ですが、「（ハ）一般生命保険料控除額」、「（ニ）介護医療保険料控除額」、「（ホ）個人年金保険料控除額」の合計が12万円を超えても構いません。

諸控除（ト）
配偶者控除を受けている人は、配偶者特別控除は受けられません。また、配偶者特別控除の適用は、所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。

年税額
源泉徴収税額（年末調整後）を記入してください。年末調整を行わなかった人については、平成26年中に源泉徴収した税額の合計を記入してください。

別紙様式第2号 統計法に基づく基幹統計調査票		税	
調査項目		<例1> 年末調整を行った一般の人	<例2> 給与の金額が2,000万円超の役員
氏名又は記号等	国税一郎	国税二郎	
一連番号	1	2	
性別（男1、女2）	●	●	
平成26年12月31日現在 満年齢	29	67	
平成26年12月31日現在 勤続年数	7	42	
平成26年中に給与を支給した月数	●	●	
職務	●	●	
年末調整	●	●	
控除対象配偶者	(0-8を記入) 0	(0-8を記入) 1	
扶養親族数 (該当する控除対象配偶者・扶養親族は含みません)	イ一般の控除対象扶養親族	2	3
	ロ特定扶養親族		
	ハ老同居老親等		1
	人一般		
	計(+ + +)	2	4
本人控除	障害者		
	障害同居		
	障害別居		
給与の金額 (千円単位)	イ給料・手当等	3240	12000
	ロ賞与等	1150	9000
	ハ計イ+ロ	4390	21000
諸控除	イ社会保険料控除額(千円単位)	307	
	ロ小規模企業共済等掛金控除額(千円単位)		
	ハ一般生命保険料控除額(千円単位)	50	
	ニ介護医療保険料控除額(千円単位)	40	
	ホ個人年金保険料控除額(千円単位)	10	
	ヘ地震保険料控除額(千円単位)	50	
	ト配偶者特別控除額(千円単位)	380	
年税額 (千円単位)	50	3579	

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の実施に当たっては、特に必要がある場合には、関係者の方々への質問

税務署受付印

法人設立届出書

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。	(フリガナ) 法人名								
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 _____ 電話() _____						
	納税地		〒 _____						
	(フリガナ) 代表者氏名		_____ ㊦						
	代表者住所		〒 _____ 電話() _____						
設立年月日	平成 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日						
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日						
事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地						
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()								
設立の形態が1～4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等						
設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号:) (発行年月日: 年 月 日) 3 株主等の名簿 4 設立趣意書 5 設立時の貸借対照表 6 合併契約書の写し 7 分割計画書の写し 8 その他()							
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日	添付書類等							
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無								
関与税理士	氏名								
	事務所所在地	電話() _____							
設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名								
	連結親法人の納税地	〒 _____	所轄税務署						
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人	連結子法人					
		年 月 日	年 月 日						
税理士署名押印 _____ ㊦									
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿	通信日付印	年月日	確認印	

(規格A4)

国税 給与所得等 (納付書) 給与所得・退職所得等の所得税額算出計算書 **⑧ 領収済通知書** (記入例) ￥1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

平成 年 月 日 納期等の区分 平成 年 月

区分	支払年月日	金額	支払額	税額	支払額	税額	支払額	税額
俸給・給料等 (01)								
賞与・役員手当等 (02)								
日雇労働者の賃金 (06)								
退職手当等 (07)								
税理士等の報酬 (08)								
役員賞与 (09)								
同上の支払確定年月日								

年末調整による不足税額 (04)

年末調整による超過税額 (05)

本 税

延 滞 税

合計額

○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。
あて先

○ この用紙は経理様式で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

左記の合計額を修正しました。

納期等の区分 平成 年 月

支払分額源泉所得税

証券受領 印 記 簿

内 税務受領 印 記 簿

印 記 簿 受 取 人

(領 収 日 付 印)

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 氏名 (受給者番号) (フリガナ) (役職名)

種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
内	千 円	千 円	千 円	千 円
外	千 円	千 円	千 円	千 円

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の被扶養者 (配偶者を除く)	障害者の被扶養者 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無 (控除あり)	千 円	特 定 老 人 千 円	特 別 老 人 千 円	千 円	千 円	千 円	千 円

(源泉) 住宅借入金等特別控除可能額	円	国民年金保険料等の金額	円	介護保険料等の金額	円
居住開始年月日	年 月 日	配偶者の合計所得	円	新設住宅等取得に係る金額	円
		新生命保険料の金額	円	旧新設住宅等取得に係る金額	円
		旧生命保険料の金額	円	旧新設住宅等取得に係る金額	円

中途就・退職	受給者生年月日
就職 退職 年 月 日	明 大 昭 早 年 月 日

支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 (電話)

発 行 日 年 月 日

3 1 5 - 1

平成 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

提出者	住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 (フリガナ) 代表者氏名印	平成 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号	<input type="text"/>
	電話 (- -)	調査の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体	1 給与	2 退職
	作成担当者	(フリガナ)	3 報酬	4 使用	5 譲受
	作成税理士 署名押印	電話 (- -)	6 辞退	7 報告	8 貸付
					9 譲渡
					10 貸付
					11 貸付
					12 貸付
					13 貸付
					14 貸付
					15 貸付
					16 貸付
					17 貸付
					18 貸付
					19 貸付
					20 貸付
					21 貸付
					22 貸付
					23 貸付
					24 貸付
					25 貸付
					26 貸付
					27 貸付
					28 貸付
					29 貸付
					30 貸付
					31 貸付
					32 貸付
					33 貸付
					34 貸付
					35 貸付
					36 貸付
					37 貸付
					38 貸付
					39 貸付
					40 貸付
					41 貸付
					42 貸付
					43 貸付
					44 貸付
					45 貸付
					46 貸付
					47 貸付
					48 貸付
					49 貸付
					50 貸付
					51 貸付
					52 貸付
					53 貸付
					54 貸付
					55 貸付
					56 貸付
					57 貸付
					58 貸付
					59 貸付
					60 貸付
					61 貸付
					62 貸付
					63 貸付
					64 貸付
					65 貸付
					66 貸付
					67 貸付
					68 貸付
					69 貸付
					70 貸付
					71 貸付
					72 貸付
					73 貸付
					74 貸付
					75 貸付
					76 貸付
					77 貸付
					78 貸付
					79 貸付
					80 貸付
					81 貸付
					82 貸付
					83 貸付
					84 貸付
					85 貸付
					86 貸付
					87 貸付
					88 貸付
					89 貸付
					90 貸付
					91 貸付
					92 貸付
					93 貸付
					94 貸付
					95 貸付
					96 貸付
					97 貸付
					98 貸付
					99 貸付
					100 貸付

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (315)			
区分	人	員	支 払 金 額
① 原 料、燃料、賃料等の 総 額			
② のうち、前年度適用 の日当分の間の金額			
③ 源泉徴収票を提出するもの			
④ のうち、源泉徴収 法により徴収 猶予したもの			
			(摘要)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)			
区分	人	員	支 払 金 額
① 退職手当等の 総 額			
② のうち、源泉徴収 法により徴収 猶予したもの			
			(摘要)

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)			
区分	人	員	支 払 金 額
① 原 料、講演料等の 報酬又は料金(1号該当)			
② 弁 護 士、税理士等の 報酬又は料金(2号該当)			
③ 診 察 報 酬 (3号該当)			
④ 職業野球選手、騎手、外交員等の 報酬又は料金(4号該当)			
⑤ 芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当)			
⑥ ホ ス テ ス 等 の 報酬又は料金(6号該当)			
⑦ 契 約 金 (7号該当)			
⑧ 賞 金 (8号該当)			
⑨ 計			
⑩ のうち、支払調書を提出するもの			
⑪ のうち、所得税法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金			
⑫ 災害減免法により 徴収猶予したもの			
			(摘要)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)		
区分	人	員
① 使用料等の総額		
② のうち、支払調書を提出するもの		
		(摘要)

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)		
区分	人	員
① あっせん手数料の総額		
② のうち、支払調書を提出するもの		
		(摘要)

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (322)		
区分	人	員
① 譲受けの対価の総額		
② のうち、支払調書を提出するもの		
		(摘要)

通借日付印	確認印	提出年月日	年	月	日
税務署 整理欄		区分	A	B	C
			D	E	F
			G	H	

提出用

提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(MT II 11 CMT II 12 電子 II 14 FD II 15 MO II 16 CD II 17 DVD II 18 書面 II 30 その他 II 99)

(資料 21)

平成 27 年 2 月 19 日

第 57 回基本計画部会資料

未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料

平成27年 2 月19日

基幹統計名	木材統計
実施府省・部局名	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

1. 当該基幹統計（基幹統計調査）の概要

統計の目的	素材の生産、木材製品の生産出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的とする。	
作成の方法	専ら統計調査の方法により作成する。	
統計体系の見直し、調査の沿革	昭和 27 年（1952 年）	昭和 26 年（1951 年）以前は、素材の生産量に関する統計は、林家等に対する表式調査を基に作成されていたが、調査精度の向上の観点から、本年から表式調査に加え、製材工場に対する「製材工場基礎調査」を開始。
	昭和 28 年（1953 年）	合単板、電柱材、パルプ材などに調査対象を拡充し、本年 9 月には「製材統計」として指定統計の指定がなされ、これ以降、「製材統計調査」として実施。
	昭和 29 年（1954 年）	製材以外の素材生産量の把握及び木材の需給価格動向等の把握を目的として「木材統計調査」（承認統計調査）を開始し、林業行政の基礎資料の提供に努めてきた。
	昭和 35 年（1960 年）	「製材統計調査」について、標本工場調査の一部（製材用入荷素材記帳簿）を廃止。
	昭和 62～63 年（1987～1988 年）	「製材統計調査」について、電子計算機を活用した地方分散処理を導入。
	平成 12 年（2000 年）	「製材統計調査」を基礎調査の調査員調査化及び標本工場調査を郵送調査化。
	平成 13 年（2001 年）	「製材統計調査」について、調査票を OCR 化及び基礎調査を標本調査化。
	平成 17 年（2005 年）	「製材統計調査」と「木材統計調査」の再編統合による木材統計に関する調査体系の整備を行い、調査名称を「木材統計調査」に変更。
最終改正以降の見直し検討状況等	平成17年 8 月に行われた木材統計に関する最終答申以降、以下の見直しを行った。 <調査方法関係> 平成19年度から、オンラインを導入した。 1 基礎調査 平成19年調査（平成20年 1 月実施） 2 月別調査（製材月別調査及び合単板月別調査） 平成20年 1 月分～	
調査の根拠法令	統計法（平成19年法律第53号） 木材統計調査規則（平成17年12月28日農林水産省令第124号）	